

第14回あわら市子ども・子育て会議録

1 日 時：令和元年6月27日（木）19時00分～20時10分

2 場 所：あわら市役所 102会議室

3 出席者

(1) 委員

森俊之委員（会長）、浅野壽恵委員（副会長）、大家茂夫委員、
五十嵐美根子委員、先川原八千代委員、見澤幸治委員、
《欠席者》竹内浩美委員、八木しのぶ委員、坂井雅至委員、
木谷眞知子委員、塚田美紀子委員

(2) 事務局

《子育て支援課》

中道佐和子課長、藤井恭代子育て支援GL、村中直子児童福祉GL、
井上堯之主事

4 議題

(1) 第2期あわら市子ども子育て支援事業計画（案）について

(2) 計画策定に係るスケジュール（案）について

(3) 妊娠・出産あるいは育児休業を理由に子どもを預ける場合の取扱いについて

5 承認事項

☆第2期子ども子育て支援事業計画の位置づけ、計画期間、第1期あわら市
子ども・子育て支援事業計画の評価、教育・保育提供区域の設定について、
現時点での承認を得た。

会議の経過

○事務局 （開会あいさつ）

（会議の趣旨について説明）

○事務局 ここからは規定により、森会長に議事進行をお願いいたします。

○議 長（会長）議題に従い、第2期あわら市子ども子育て支援事業計画（案）
について、事務局より説明してください。

○事務局 【資料に基づき説明】

○大家委員 夜間保育の22時までというのは、ちょっと驚いたのだが、今、
通常の保育では何時まで預かるのか、

- 事務局 18時まで、延長も含めると19時までとなっている。
- 議長（会長）子育て支援短期事業の中に、夜間保育は入っているが、これでよいのか。
- 事務局 確認する。
- 議長（会長）評価については、他の項目については今後となるのか。
- 事務局 今後、計画策定の過程で評価も行いながらとなる。
- 議長（会長）了承した。
- 議長（会長）計画策定に係るスケジュール（案）について、事務局より説明してください。
- 事務局 【資料に基づき説明】
- 議長（会長）このスケジュールでは、今後、この会議が4回行われる予定となっている。よろしくお願ひしたい。
- 議長（会長）議題に従い、（3）妊娠・出産あるいは育児休業を理由に子どもを預ける場合の取扱いについて、事務局より説明してください。
- 事務局 【資料に基づき説明】
- 議長（会長）今日は、この場で決定するのではなく、改めてこの資料を基に意見交換をするということで。
- 議長（会長）（前回の会議での経緯を説明）育休中の場合、親が家にいる状態なので、標準時間ではなく短時間で迎えにきてもらってもよいのではというのが前回の議論だった。事務局の方で、いくつかの自治体の例なども示した資料を作成してもらったので、これを見ながらの意見交換をしたい。
- 議長（会長）他の自治体と比べると、あわら市はすごく長く預かってもらえる印象。元々、こういう形にした経緯というものはあるのか。
- 事務局 何か経緯というものはあるのかもしれないが、現時点では定めた時点までさかのぼっても、意図は不明。
- 議長（会長）妊娠が発覚してから預けられるというのは、他と比べてすごく長い。
- 浅野委員 自身が産前産後の休暇をもらい、育児休業もして子どもを育てた。産前休暇などは、今まで保育園に長時間預けていた上の子と触れ合える貴重なとてもいい時間だった。母自身も楽しい時間なのでと思う。長時間預ける必要はなぜあるのかと思う。ただ、この頃は昔と事情が違ふし、子育ても難しくなっているのかもしれないが、通常の7時から18時というのは、長すぎると個人的には思う。

- 先川原委員 実際のデータというのは集めることはできるのか。妊娠中、産前産後休暇、育児休業中にどのようにこども園を利用されたかという実情はどうかののでしょうか。
- 議長(会長) 実際の預け方はどうかの。
- 事務局 最近は園からの説明もあってか、短い時間で預ける人が増えている印象はある。ただ、長時間預ける人もいる。
- 議長(会長) 坂井市や福井市では妊娠発覚しただけでは預けることはできない。あわら市は預けることが可能だが、だいたいどのくらいのタイミングで申し込む人が多いのか。実際母子手帳がもらえると同時に申し込む人もいるのか。
- 事務局 少数だがいる。年間1、2人だがいる。
- 議長(会長) だいたい、産前休暇が始まるくらいで申し込む人が多いのか。
- 事務局 そのタイミングが多い。
- 五十嵐委員 仕事をしていなくて、第3子を妊娠して、上の子が1号認定で入園していて「下の子を妊娠したので標準時間をお願いします」というケースはある。1号認定から2号認定に切り替える。
- 議長(会長) 2人目妊娠時に上の子を預けなかったが、3人目妊娠時に1人目、2人目を預けるときには早くなってきているということか。
- 五十嵐委員 第3子は無料なので、もっと早くなります。
- 事務局 無料というのは大きい。
- 五十嵐委員 園長会でも話していたが、つわりが重くて家族が迎えに来る時間がどうしても間に合わない、16時にはとても都合がつかないということで預けられる人もいる。17時くらいに迎えに来たいからと標準時間を選択する人はいる。第2子を妊娠したら、第1子をすぐに預けたいという人はいるのか。
- 事務局 母子手帳を発行した瞬間に申し込む人はいないが、例えば予定日の半年前くらい、もう少し前から預けたいと申し込む人はいる。
- 五十嵐委員 今、5歳児が無償化なので、5歳児を持っている人も結構気軽に「標準時間、お願いします」と言われる。上の子が5歳児で下の子もいる人が標準時間に切り替えて、下の子を連れて5時半くらいにお迎え来られるようなこともある。上のお兄ちゃん、お姉ちゃんの気持ちになると、辛いなあと思う。
- 先川原委員 園によっても違うのでは。そこら辺の事情は。地域の事情が違うので。標準時間で5時半すぎるとさすがにこども園に残っている子どもの数が減ってくるのでそこまで長く預けている人は少ないだろうと思うが、意見の中にあっただが、上の子が不安定な時

期に迎えが遅いのは望ましくないというのは子どもの立場に立つと尊重したい気持ちだと思う。あわら市の場合「妊娠発覚してから」というのは安心できる部分ではある。切迫流産だったりとか母が入院してしまうようなこともあるので。

- 事務局　もちろん、重いつわりや体調不良等、特例の部分はあると思うが、誰でも、実際はみることができるが標準時間で行っておいでとなってしまうと、園長会の中でも出た意見だが家庭での保育時間がどんどん短くなっていく中で園で見る時間がどんどん伸びるのはどうかという考えもある。条件を付けたり、特例は認めることはする形で幅を持たせつつ、今の形よりは少し要件を狭めた形で決めていけるとよいのでは。
- 浅野委員（副会長）　例えば母のつわりがひどいとか、そういったことは特例に加える形があれば。ただ、それを聞いていると煩雑になるのかもしれない。お医者さんの診断書が必要だとか。ただ言っただけでは証拠にならないので。本当は体調が悪いと言えば認められればいいのですが、本当に具合の悪い人だけをみれるようにするにはどうすればよいのか。そんなことをしたら、たいしたことない人も言うようになってくる
- 先川原委員　小さい園だと家庭の事情もだいたいわかっているが、大きな園になってくるとそこもなかなか分かりにくい。事情の把握が難しくなってくる。
- 議　長（会長）　産前産後休暇くらいのところを原則で持っていて、特別な事情がある場合は認める。そのあたりが一番無難なのではと思う。
- 浅野委員（副会長）　例えばそういう場合に相談に応じます、みたいなことにしておくと、誰でもは預けないかなと思う。辛くもないのに子どもを預けておいた方が楽だわという人は来ないのではないかな。一言設けるといえることができるとよいのでは。
- 事務局　今後定める基準は原則の部分を決める。特例については認められる形を取れば。原則が他市町と比べても広いので、そこをどうしようかということ。現場の声ももう少し吸い上げて、次回、具体案をお示しする。
- 議　長（会長）　現場の声を集める際、保護者の声を現場は集めているのか。
- 五十嵐委員　直接には難しい。
- 議　長（会長）　今よりも行政サービスとしては後退する。今までやってきたことが、なんでできないのかということになってしまうのは仕方がないのかもしれない。現場としてはその部分をどのように感

じるのか。

- 五十嵐委員 育休が1歳になる年度末という扱いになっていると、3月末生まれの子にはかなり窮屈。3月29日とか30日生まれの子の場合、仕事に復帰するが、ちょっとゆとりがなさ過ぎて、2、3日の猶予しかない。今、1歳半まで育休を取りたいという人も増えているので、どう対応していくのかというところを考えないといけない。現状では、3歳まで育休を取る人なども認定時間が年子などの場合、難しかったりする。4月生まれと3月生まれで差が大きいと感じる。
- 議長（会長）坂井市の案のように「育児休業が終了するまで」と書くのがよいかもしれない。本当は一番合理的と思う。不公平感もないし。年度単位というのも園の行事は年度単位で動くので、そこら辺からかとも思われる。
- 五十嵐委員 途中入園も多いので、あまり年度単位に固執はしない。
- 先川原委員 各園で事情が異なる。
- 大家委員 学校での管理職としての経験から言うと、妊娠、出産だったら、坂井市とか福井市のような書きぶりになると思う。産前産後は特別休暇で育児休業とは違うので、多かれ少なかれ企業でも同じだと思う。書き方は他の市に合わせてもよいと思う。もらう人の給料等も変わるし、待遇も違うと思うので。
- 議長（会長） 保護者代表として来られている委員さん、いかがか。
- 見澤委員 何も不自由がなかったのだから、産前産後とか、意識したことがなかった。妻の体調もよかったし。
- 浅野委員（副会長） 例えば、妻が迎えにいけないときに、困ったというのはいなかったか。
- 見澤委員 大丈夫。会社の理解があり、迎えに行く時間には帰らせてもらえるので。何も問題ない。
- 議長（会長） いい会社ですね。
- 五十嵐委員 お父さんの産休とか育休とかにも対応していく必要がある。どこの市も明記はしていないが。
- 議長（会長） 育休も同時に取れるようになった。前はどちらかだったが。
- 事務局 そういうことにも配慮すべきか。
- 五十嵐委員 女の人の体のこと以外に男性が育休を取って、母が仕事に復帰していくパターンなどにも配慮が必要かと思う。そういったニュアンスも含めておいた方がよいと思う。
- 事務局 お父さんが下の子を見ていて、お母さんが仕事に復帰しているパ

ターンも今後はあり得ると。育休の時間というのは上の子も見ながら、一緒に子育てできる貴重な時間だったが、今は1対1での子育てとなってきたおり、上の子はこども園で見てもらい、1対1で見たいということになってきている。

- 浅野委員（副会長） 育休中は仕事をしている時に比べれば、ゆったりとしたいい時間。子育てもゆったりできてよいのでは。ただ、表記は他市に合わせたとして、母の具合が悪そうだったりした場合には制度を知らせることができたらいい。
- 事務局 母子手帳をもらいに来た時に知らせることはできる。
- 五十嵐委員 お仕事されてなくて、子育てしながら2人目を妊娠される人はだいたい頑張っているように思う。むしろ利用したらいいのにと
思う人も頑張っていて園開放を利用する人の中には、年子でも見ている人もいる。どちらかという仕事をしている人で第1子を
預けている人がどう制度を使うか、考えてうまく使っているよう
な印象。双子や年子の子育てで本当に大変そうな人ほど預けてい
ない。母自身も必死でそんなこと考えていられない様子。
- 議 長（会長） 今日はまだ結論は出さないということで、出てきた意見や園
長会などでの意見も含めて、次回、事務局案を提示してもらおう予
定としたい。次回、その案をたたき台として議論する。
- 議 長（会長）（4）その他について、何かあれば。
- 事務局 子育て応援事業出産お祝金について説明。
会議の開催時間について、7時半からではどうか。
- 議 長（会長） 私は嬉しい。
- 浅野委員（副会長） 曜日はどうか。
- 五十嵐委員 金曜日ありがたい。
- 先川原委員 7時半よりも7時15分のほうがちょっとでも助かる。
- 事務局 この場での意見では金曜日で時間は7時15分からとしたい。
- 委員全員 了承。